年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会 平成 29 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国 (受) 第 1700022 号 厚生局事案番号 : 四国 (国) 第 1700006 号

第1 結論

平成6年12月及び平成7年1月の請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年12月及び平成7年1月

私は、「未納の国民年金保険料がまもなく時効で納付できなくなる。」旨を通知するはがきが届いたので、A公民館(当時)での相談会に行ったところ、担当の職員から請求期間の保険料を納付するように言われたため、その場で3万円ぐらいの保険料を納付したにもかかわらず、未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録により、平成7年10月5日に遡って第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更処理されていることが確認できることから、当該処理日から各納付期限(平成6年12月分は平成9年1月31日、平成7年1月分は平成9年2月28日)までの期間に、国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

しかしながら、請求者が主張するA公民館での国民年金の相談会及び国民年金保険料の徴収について、B年金事務所は、「平成7年から平成9年までの期間において、A公民館で社会保険事務所(当時)による保険料の徴収は行っていない。」旨回答している。

また、C市の国民年金係の担当者は、「現年度の保険料の未納については、2か月に一度納付書を兼ねたはがきで督促していたが、過年度の保険料の未納については、連絡していなかった。平成7年10月から平成9年2月までの期間において、A公民館で国民年金の相談会及び保険料の徴収は行っていない。」旨陳述していることから、請求者の主張と相違する。

さらに、A公民館から移行したDセンターの担当者は、「平成7年から平成9年ま

での期間のA公民館での行事内容に係る資料は残っておらず、当該期間当時の担当者にも確認したが、年金相談会等が行われたことがあるかどうかは覚えていないと述べている。」旨陳述しており、A公民館で国民年金の相談会及び国民年金保険料の徴収が行われたことについて確認できない。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連 資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたこと をうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700025号 厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者 資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年10月1日から昭和55年10月1日まで

A社では、社会保険が適用されていることを確認した上で求人に応募し、営業職として採用された。入社後すぐに、健康保険被保険者証をもらったと記憶しているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私と、私がA社に入社する前に面接を受けた同社の専務が写っている。」 として昭和55年6月20日に撮影された同社の社員旅行の写真を提出しており、請求 者が面接を受けたと主張する専務は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を同年 2月25日に取得し、同社の商業登記簿謄本によると、同年5月10日に取締役に就任 したことが確認できることから、請求期間のうち、同年2月以降に請求者が同社に勤 務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、B社の現在の社会保険事務担当者は、「当時の資料は見当たらないため、請求者の勤務実態等は不明である。」旨陳述していることから、請求者の勤務 実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の請求期間当時の複数の同僚は、「営業社員は短期間で辞める人が少なくなかった。」旨陳述しているところ、同社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、「同社では一定の試用期間があり、その期間は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述している上、同社の請求期間当時の給与事務担当者も、「請求期間当時、営業社員は入れ替わりが激しく、厚生年金保険にはしばらく様子を見てから加入させる者もいたと思う。」旨陳述している。

さらに、前述の写真で確認できる同僚について、A社に係る厚生年金保険被保険者

記録が確認できない者が複数見られることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚 生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700023号 厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年5月25日から昭和49年4月1日まで

私は、昭和48年5月25日付けで、A社B支社に入社し、同支社C支部に事務員として勤務していた。入社当初から社会保険料は全て給与から控除されていたと記憶しており、健康保険も使用した覚えがあるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管するD社(A社の受け皿会社)の2017年11月分給与支給明細書において、入社年月日が1973年(昭和48年)5月25日と記載されていることが確認できること、及び請求者がA社B支社の請求期間当時の同僚として名前を挙げた複数の者が、「請求者は昭和48年からC支部に勤務していたと思う。」旨陳述していることから、請求者が当該期間において同支部に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者が記憶するA社B支社の請求期間当時の支社長は、「C支部の事務員が急に辞めることになったので、代わりの事務員が必要になった。昭和 48年の手帳の5月2日の欄に請求者と面談したと記載しているので、請求者には同月から臨時雇用のアルバイトとして来てもらい、その後、昭和 49年4月に雇用形態を支部事務員に変更し、厚生年金保険に加入させたと記憶している。」旨陳述している上、同支部の請求期間当時の支部長は、「請求者が厚生年金保険に加入していないのは、採用形態が正社員とは相違していたからではないかと思う。」旨陳述している。

また、A社は、平成 19 年 3 月 28 日に清算結了しており、D社は、「厚生年金保険の資格取得に係る届出、厚生年金保険料の納付等について不明である。」旨回答していることから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができな

V10

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、請求者に係る厚生年金保険の記号番号は、A社B支社において、昭和49年4月1日を資格取得年月日として払い出されており、請求者にほかの同記号番号が払い出された形跡は確認できない上、請求者が保管する厚生年金保険被保険者証においても、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は同日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。